

公園使用届

課長	主査	担当

使用 公園 名称	<input type="checkbox"/> 色内ふ頭公園	(山側 ・ 海側 ・ その他緑地)
	<input type="checkbox"/> 長橋なえぼ公園	(みんなの原っぱ ・ ふれあい木の広場 ・ その他緑地)
	<input type="checkbox"/> 入船公園	(野球場 ・ ゲートボール場 ・ その他緑地)
	<input type="checkbox"/> 朝里川公園	(野球場 ・ 多目的広場 ・ その他緑地)
	<input type="checkbox"/> 手宮公園	(グラウンド ・ その他緑地)
	<input type="checkbox"/> 銭函中央公園	(野球場 ・ その他緑地)
	<input type="checkbox"/> その他	()公園

使用目的	軟式野球 ・ ソフトボール ・ サッカー ・ その他()
------	-------------------------------

使用時間	①令和 年 月 日 時 分～ 時 分	<input type="checkbox"/> 長期予約 別紙 ※2ヶ月以内 有り ・ 無し
	②令和 年 月 日 時 分～ 時 分	

使用上の ルール	<p>・グラウンドの使用期間は当年度の10月31日までとします。</p> <p>・ごみは必ず持ち帰ること。</p> <p>・スパイクの使用はグラウンド内のみに行うこと。</p> <p>・使用後は、次の利用者のため、必ずグラウンド整備をすること。</p> <p>・公園内に車は乗り入れないこと。</p> <p>・前日雨等でグラウンドの状態が悪いときは、使用しないこと。</p> <p>・サッカーゴールを移動した場合、使用後は必ず元の位置に戻すこと。</p> <p>・硬式野球は禁止(桜ヶ丘球場を利用のこと)</p> <p>・グラウンド使用において生じた利用者及び観客などの負傷その他すべての事故に関しては利用者または主催者において全責任を負うものとします。</p> <p>・施設内で起きた事故や怪我・盗難などについては、一切責任を負いませんので各々管理を万全にしてください。</p>
-------------	--

注意事項	<p>※上記のルールが守られない場合は、次回の使用を制限する場合があります。</p> <p>※届出後であっても、都合により使用できなくなる場合もありますので、御了承ください。</p>
------	---

	<p>(色内ふ頭公園グラウンドの使用について)</p> <p>1. 使用を希望する日を起算日として、14日前から受け付けします。</p> <p>2. 使用は一団体につき、7日間ごとに1回で3時間以内です。</p>
--	--

上記のとおり、使用上のルールを遵守の上、公園を使用したいので届け出します。

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊 哉 様

団体名 _____
 住 所 _____
 代表者 _____
 連絡者 _____
 電 話 _____